

第 50 回新潟県国土利用計画審議会議事概要

平成 22 年 9 月 29 日（水）開催

開催日時 平成 22 年 9 月 29 日（水）午前 10 時から 12 時まで

開催場所 新潟県庁 行政庁舎 15 階 1502 会議室

出席委員 中出文平、松川武司、木津輝子、平井邦彦、北沢利枝、梅田久子、
入村明、藤林紀枝、岡崎篤行
以上 9 名

（欠席：箕口秀夫、小林則幸、太田恵子、佐野可寸志、以上 4 名）

1 開会

2 あいさつ

野澤土木部長

3 会議の成立

定数 13 名中 9 名が出席、新潟県国土利用計画審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、審議会が成立する旨を事務局から報告。

4 議事

(1) 新潟県土地利用基本計画の改定について

(平井会長が議長となり、議事を進行)

平井会長

それでは、議事を進めさせていただきます。
審議に先立ちまして、議事録署名委員を指名させていただきます。
岡崎委員にお願いできますでしょうか。

岡崎委員

はい。

平井会長

お願いいたします。

本日、マスコミなどの方から傍聴の希望がございますが、公開している会議ですので傍聴を認めることとします。

それでは、審議に入りたいと思います。

国土利用計画法第 9 条の規定によりまして、新潟県土地利用基本計画の変更について、知事から意見を求められております。

内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(配付資料により、「新潟県土地利用基本計画書の改定について」を説明)

平井会長

以上、いろいろ説明いただきましたけれども、御意見、御質問等ありましたらお願いしたいと思います。

いろいろな面に関係しますので、話のきっかけを作らなければならないと思いますが、土地利用基本計画について詳しい中出委員から土地利用基本計画の策定過程など、実効性、農業地域の考え方等について、国の委員として関係されていることでもありますので、口火を切っていただければと思います。

中出委員

今ほど、事務局の説明のところ、国交省の活用研究会のことが記載されていますが、これは平成 20 年度から勉強会があり、今日お手元の参考資料 1 となっているものが、平成 20 年度の成果であり、参考資料 2 となっているのが平成 21 年度の成果の概要となっています。これは全部国土交通省のホームページから PDF ファイルで取得することができます。今年 3 年目になっています。研究会では何を考えているかということですが、土地利用基本計画は国土利用計画法第 9 条で県が作ることになっていて、今まで 47 都道府県が金太郎飴のような土地利用基本計画を作っていました。

なおかつ五地域、ここで地域と言っているのは都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域という意味です。土地利用基本計画は五地域のコントロールに対して上位法、上位計画であるといいながら、実際にはほとんど何も機能してこなかったことに対して、本来果たすべき上位の概念としての地位を発揮すべ

きであり、マスタープランであるべきということを、きちんと考えようということになっています。

平成の大合併が進み、都市の部分と農村的部分をすべて持っているような自治体が増えたことから、こういう国土利用計画、県土の利用計画をきっちり定めて行かなければならないとして、県では昨年に国土利用計画をつくりました。

それに実効性をもたせるため土地利用基本計画をきっちり作らなければなりません。人口が減少していることを踏まえ、昨年から特に食料自給率の問題があって、農地については基本的にはほとんど手をつけなくなっています。また森林や自然地域については生態系の維持として、国はエコロジカルネットワークと言っていますが、そういうところは維持する。

かたや都市の方は人口が減少していること、地球環境問題に対して都市の側から何らかの貢献をする必要性、また持続可能な都市をつくっていくということから、今までのように高度成長から、ずっと都市を拡大してきたことはまずいということで、都市を外に広げるのではなくて中の質を高めていき、「インフィル(infill)」に移っていく、というそれぞれの方針があって、それが国土利用計画の中で書かれており、今回土地利用基本計画のところでもそれに実効性をもたせて都市地域なら都市計画法、農業地域なら農振法、森林地域なら森林法という形でブレイクダウンできるようにつくりたいというのが、国がそう思い、多くの都道府県がそう考えているところです。

特に新潟県は昨年国土利用計画を策定し、今年は土地利用基本計画を策定するというのもあって、国の研究会に参加し、国の考えていること、それは単に国の言うことを聞くというのではなくて、どんなことが必要なのかを積極的に取り入れ、今説明いただいたように、資料2の骨子のように以前とは違い、金太郎飴ではなくて、かなり新潟県色を出したものを考えているということだと思います。

平井会長

ありがとうございました。いかに新潟県色を出すかということが大きなテーマだと思います。私の感覚で言うと平成の大合併というのは非常に大きな変革であって、長岡は旧長岡市から新長岡市になり寺泊から山古志まで全部含むようになったところから、土地利用は市町村レベルでもよく考えなければならない。そのことはいろんなことで実感しているところです。そのあたりそれぞれの専門の立場から何かありますか。

藤林委員

私は地質の担当です。今ジオパークとか、自然保護と観光とか地域振興を兼ねているもの、世界遺産の登録を目指しているものなどあり、特に糸魚川市はジオパークについて一番乗りで登録をされましたし、佐渡の取り組みとか、そのような観光による振興も今後の発展につながるのではないかといい取り組みもあります。

今回の計画書にはそういうことを各地域で何をやるかとしているかことを細かく書いてはいないのですが、地域に分けたときにその地方で何をやるかとしているかを踏まえた上で細やかに計画を立てられれば良いのではないかと思います。

観光についてはあまり書いていないようですが、農業と森林などそのようなものが中心に書いてあるわけですが、何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

事務局

9月16日のアドバイザー会議で、アドバイザーからジオパークや世界遺産の話を伺っております。地域振興局の地域振興計画で様々な計画を立てていると伺っておりますので、今回の記述では間に合わなかったこともあり、各「地域」の土地利用のありかたか、そのような形で検討していることを申し上げておきたいと思っております。

- 中出委員 今の発言は書き分けなければいけない所で、地域というのは五地域のことであって、藤林委員や事務局が言っているのは、ここでいう地区のことですよね。「地域」は土地利用基本計画では都市地域であり農業地域ですので、そこを注意していただきたい。
- 平井会長
北沢委員 あとはいかがですか。
資料の(2)農業の の、耕作放棄の発生を防止すると書いてあるのは素晴らしいことだと思いますが、いろいろな所で耕作放棄地が増えていて、食料自給率が低くなっているとか、農業従事者が高齢化しているとか、いろいろな問題があると思います。
耕作放棄の発生を防止するということはとても素晴らしいと思いますが、ただ農地のまま維持し、放牧等と書いてありますけれど、補助金とか金銭的に難しいところも出てくると思います。その点は大丈夫でしょうか。
方向は基本方針として良いと思いますが、このように書くとなかなか難しい問題が出てくるかなと思います。
また、 では幹線道路の沿道の開発防止ですが、例えば魚沼の方に行きますと幹線道路沿いには優良農地が沢山ありますが、ミニ開発などがポツポツと発生してしまっていて、いまの経済情勢から、閉店や取り壊されているところが見られるわけです。そういうところを、幹線道路沿いで、また優良な農地であり、宅地見込み地として見込まれるような場合であっても抑制する方向なのでしょうか。お聞きしたいのですが。
- 事務局 北沢委員からの最初の指摘ですが、耕作放棄の取り組みについては予算の問題は当然ついてまわる課題です。庁内調整において協議をすすめますが、基本的に目指す方向はこうであるということを説明し、予算がつかない部分については関係課と相談しながら記述を調べて行く方向で考えています。
2番目の農地転用の考え方ですが、道路沿いでミニ開発についてはコンビニエンスストアが良い例で、つくられて経済情勢が悪くなって閉店してそのままになっているというものがあります。そのような例を念頭におき、沿道の開発について、守るべき農地はきちんと守ることを明確にしていかなければならないと思っています。
そのような開発では景観上も好ましくない物も発生しており、方針として考えてきたいと考えています。
いままで農地との調整の過程では、沿道であるから要件を緩和していることはないとの説明をいただいておりますが、かといっても法律上の基準を満たしている農地については転用が許可されている現状ですし、うまく調整していかなければならないと思っています。
- 北沢委員 食料自給率を記載に入れていくという考え方はいかがでしょうか。新潟県としてできることはやはり食料自給率のアップだと思います。みなさんがご飯を食べなくなっているので土地利用基本計画にそういうものを入れるのが妥当かという議論もあるかと思いますが。
- 平井会長 食料自給率を上げるという話ですが、本当に食料が逼迫してきた時にいつでも食料を増産できる土地を確保するのだ、ということは、言い方は少し違うと思いますが、基本計画においては重要なテーマだと思います。
耕作放棄地でまったく耕作出来なくなる場合と、何かしようと思ったらまた農地に返していくことは、土地利用として全然違うのではないのでしょうか。
- 木津委員 一度農地を荒らしたら、元に戻すことは大変です。都市の人で、耕作されていた

人が亡くなって、私のところに耕作を頼みこられたのですが、私は山間地にいますので私のところで精一杯で出来なかったのですが、雑草がいっぱいになっていました。元に戻るのは大変なことですね。

今はそれこそ需要が少なくなってきていますし、田んぼの値段が安いのです。

最高の時は1反当たり4、5百万円したものが、いまは60万円でも買い手がないそうです。やっぱり米をつくっても採算がとれないということが往々にしてあるのではないのでしょうか。

平井会長 山古志などを見ていると耕作放棄した棚田が鯉の池にかわっていつているのですが、そうすると荒地になるより（木津委員：そうですね）元に戻る可能性がずっとあるように思います。

木津委員 山古志の方は鯉でやっていらっしゃいますから良いですが、私どもの方では荒れっぱなしにするしかないようです。高齢化していますし、若い人たちはみんな勤めていますのでなかなか二足のわらじを履いてやるというのは不可能です。

平井会長 前にNHKのテレビでやっていましたが耕作放棄の農地に、牛を放して雑草を食べさせている。農地を駄目にならなくする仕組みが鯉以外にあるといいのではないかと思います。

木津委員 地域で条件が整っていて放牧出来る条件があれば良いですが、なかなか難しいですね。

平井会長 その当たりについて景観という面では岡崎委員の意見はいかがですか。

あちこちで景観といわれますが、なかなか良い景観を維持するには難しいと思いますが。

岡崎委員 景観にもいろいろありますが、一般に景観として出来るのは変な物を作らないということです。今の景観法の枠組みではそれしかできません。その背景にある農業とか林業とかはそれぞれの産業の問題として景観として扱うことは難しいと思います。

しかし関連はできると思います。基本的に余計な物を立てない、物を立てたとき景観に馴染むようにするというのが景観法です。しかし例えば森林が荒れたり農地が荒れたりするのは景観法ではどうしようもないですね。

平井会長 先ほどのジオパークや佐渡の世界遺産の話がありましたが、今はキラキラしたものを立てることではないですね。

そのまま維持しながら、それが一つの観光資源となっていく、そういう方向に大きく変わっていつているということですね。

岡崎委員 もちろんそうです。

平井会長 この間のアドバイザー会議の議論においても、リゾート地として開発されたところが倒産したり、撤退したりして、負の遺産として残ることがあり、それがあちらこちらで問題となっています。地方行財政の分野から入村委員さん、いかがですか。

現実的に直面されているのではないのでしょうか。

入村委員 ご指摘のとおりです。現行法上では処分や跡地をきちんとすることができない。これは基本的にはそういう関係法令をきちんと整備していただくようお願いしたい。昨今の景気の中でそういう事案を沢山抱えています。景観の話もありましたが、もうどうしようもないくらいに荒れている。それ一つで台無しだという状況になっています。

私がお預かりしている妙高だけでなく、全国的にそういう問題は喫緊の課題だと思います。

いま土地利用基本計画ということですが、どこまでどういう風にリンクさせれば

よいかお話を聞きして考えておりましたが、農業で田んぼが荒れることにしても基本的には後継者をどういう風にするかということが根底にあると思います。後継者が育たない、あるいは経済が縮小しているという中では、職業が大事だということとみんなの共通の認識ですけれどもそこへ行くプロセスが明確でない。

各省庁の担当にしても、各担当それぞれ悩みは持っているのですが、抜本的にこうだという切り口が、国を挙げて、県を挙げて取り組まなければ、自治体だけではまったく立ち入ることが出来ないわけです。中央省庁の皆様と協議の機会があって話をしたりしますが、ほとんど実態を認識した上での議論となっていない。ご指摘のとおりで惨憺たる状況です。

平井会長
梅田委員

惨憺たる状況というのはいかがですか。

県の課題の中で耕作放棄地や荒廃した森林の増加ということが、うたわれていますが実際に個人の財産ですよね。行政にしても国にしても、どこまで立ち入れるかということがあります。後継者が育たないということは、いなければ荒れ放題ということで、そこについては県の方から現状が分かれば、新潟県は農村地帯ですから国へ声を出して、意見を出して、守るべき対策を具体的にとれるようにしたら良いですね。それはお願いしたいことです。

もう一つ気になるのはNHKで放送されていたことですが、山林などの個人の財産を外国資本が買い取っていますよね。幸いに新潟県ではそういう事例はなかったようですが、全国各地で、特に北海道には中国資本が入ってきたり、またオーストラリアとイギリス資本が入ってきたりしています。投げ売り状態で山を買い占めている。農地であれば買う前にどういう目的で買うか、土地取引の売買という審査があると思いますが、森林についてはそれがなく、取引が終わった後の登記や届出になっています。

資料を見ましたら大規模取引は事後届出になっているはずですが。農地と同じように事前に届出制にするだけでも必要だと思います。

森林が開発されれば、治山の問題、ダム、山の水や材木、財産の管理までそっくり買い占めている状況でどうしようもないところまで来ていると出ていました。

うっかりしていたり、のんびりしていたりしてはいけないということです。国が出来ないのであれば県で手を打つべきであって、買おうとしている人には事前の報告をするとか、目的を明かすとか必要だと思います。利用目的がなく投機的に高い値段で買う場合もあり100万円の価値がある山を、10万円や20万円でも金になればいいという持ち主もいましたし、なかには300万円という法外な値段をつけられて、それならお金に換えてしまった方が良いという持ち主もいて、そういう現実が来ているので、早急に新潟県がそうならないように、県として、国へ声を上げていただき、制度改正をするとか、規制をかけるとか必要だと思います。

黙っていると知らないうちに私たちの国が私たちの自由にならず、管理がなくなること危惧しておりまして、今日はそのことを言いたいと思って来ました。是非検討していただきたいと思います。

平井会長

その話もアドバイザー会議でも出まして、北海道では北海道新聞がすごく報道しています。狙いは水ではないかということです。(梅田委員：私も北海道出身なので気になっていましたが)そうですね。石原都知事あたりも危機感を持っていて発言しているようです。

梅田委員

私の、自分の財産ではないけれども、国の財産だと思いますので早めに対策を打っていただきたいと思います。

平井会長

そのあたりは県の方でお聞きしたいのですが。

- 事務局 そうですね。6月議会でも森林のことが問題となった経過もありますが、実際に今具体的に外国の大規模な土地の取引については把握していません。
- 1ヘクタール以上の土地の取引では、売買ですと事後の届出が来ることになっていますが、森林について調べましたが、実際は何十件か年間の取引はございます。届出の方々はどのような方が取得したかをみますと、今のところは外国の方は見あたりません。
- これは実際にどうなのかはわからない話であって、会社を取得している場合もあり、今のところは農林水産部の方でもそういう届出については把握していないということです。先生がおっしゃられたことは国でも問題になっているようですが、法律の改正が必要というか、今の法律では規制が難しいという現実だと思います。
- 梅田委員 早く検討していただきたいですね。
- 平井会長 そのあたりどう書き込むかは難しいと思いますが、問題意識としては必要だと思います。
- 北沢委員 1坪100円しないところも結構ありますし、個人財産ですから資本主義経済の中であっては、やはり莫大な森林をもつことであっても平米価値に換算すれば本当にならずかです。ある程度の金額を提示されれば売っても良いという方もいらっしゃると思います。
- 非常に森林は安いのですよね。森林の価値は人間が生活するには欠かせないものですが。
- 中出委員 本来は、外国資本に買われる買われないことを予防するには国有林にするとか県有林にするとか上手にシフトできれば良いのです。減税とか、たとえば土地を寄付していただいた方には他のところで減税するとか、また森林だけでなく、荒れた農地を公有地にするのが一番良いのです。行政がそれらを全部管理することはお手上げになるわけですけど。
- 何十年間置いておいても良いというつもりであれば、本当は公有化していくのが良いのです。そもそも日本は国有地がどんどん減っていっていますが、ヨーロッパでは国有地を増やしてきた歴史もあって、スウェーデンなどは元々何割しか国有地がなかったものが、今はほとんど7割8割が国有地になっている。そのような形で進めれば良いと思うのですよね。
- 平井会長 国有地だけでなく、ナショナル・トラストという考えもありますよね。ある程度土地を買っていくわけですから。考え方が全然違うわけです。
- 中山間地を見ていますと、個人財産というけど、俺のものだという意識が薄くなっていて、誰か使う人がいたら使っても良いですよ、という仕組みが相当広がっているのではないかと思います。そのあたりの意識の変化を押しやる必要もあると思います。
- 梅田委員 公有地を増やすことを県の方で進めていただければ、良いと思います。
- 参加したいですね。
- 中出委員 ナショナル・トラストの法体系がきちんと出来ていないから、山の中に1坪もってそれで良いという人とか、逆の使い方をする方もおられるわけです。イギリスの良いところはすべてナショナル・トラストを入れて、どんどん公有地化しています。是非ともそういう動きはあった方が良くと思います。
- 入村委員 しかし税収は減ると思います。
- 梅田委員 質として残りますので、今のアイディアは是非実現していただきたい。
- 入村委員 今、外国では国を挙げて土地をあげるから農業をやってくれと言って、仕事の無い国民を農業に従事させる動きも出てきている。

アフリカで90年間土地を貸すから、その間農業をやってくれということが国際的に出てきています。

韓国は、スーダンあたりで60万ヘクタールの土地を持って、現地の人を働かせて小麦を作っています。

いま北海道あたりに外国資本の触手が伸びているという話ですが、国が承知してやっている場合と知らない場合でやっていることと違いはありますが、土地の利用の仕方だって承知したうえでやれば良いことです。

やっぱり後手になっているのですよ。

梅田委員
入村委員
平井会長

新潟県で発信してください。

本当に大事なことだと思います。

新しい農地改革も必要ですし、農業を維持するには、徴兵制ではないですけども、働けという時代になってくるかもしれないですね。

中出委員

別の話でよろしいですか。資料の(3)で地域別の全体の課題の ですが、農地防災と施行令第8条第1項第2号との課題で「優良農地で溢水の危険性がある」という表現は、溢水の危険性がなければ優良農地の市街化を抑制しない、ということではないですよ。

それは間違いであって、1項2号で何が書いてあるかということで、優良農地は既に市街化をしないということが書いてあり、溢水の危険があるところは市街化しないということで、これはどちらかであって、アンドではない。こういう書き方は間違いであって気をつけていただきたい。

溢水の危険がなければ優良農地を市街化して良いという表現になるので気を付けた方が良くと思います。

事務局

ご指摘のとおりですので注意して記載いたします。

中出委員

また周辺の「用途」の拡大は「用途地域」だと思いますし「準都市計画」ではなくて「準都市計画区域」の特定用途制限は「特定用途制限地域」と思いますので文言をしっかりといただければと思います。

また公園法という法律はなく、自然公園法が都市公園法のどちらかだと思います。曖昧な表現は修正した方が良くと思います。

事務局

公園法については都市公園法を想定していますので、そのように修正いたします。

中出委員

都市公園法ですか。

事務局

こちらが念頭においているのは新潟市内の鳥屋野潟のようなものを想定しています。

中出委員

都市公園法は都市計画決定しなければならないので、その点は明確にしていればと思います。(事務局：了解しました)

もう一つよろしいですか。いまのところ都市計画区域でなければダメなものが、なぜ湯沢にリゾートマンションが跋扈(ばっこ)して、妙高にそれが行かなくて済んだのかということがあって、それは妙高高原にはかなり広い面積に風致地区がかかっていたことについては、新潟県の方はよく知っていることです。

風致地区は使い方が難しい面がありますが、例えば香川県ですと、市街化区域と調整区域の区域区分をやめた時に、特定用途制限地域を使うということになり、山の部分は、山といっても讃岐平野特有の小さな山ですが、風致地区をかけた例があります。

新潟県でいうと使い方が非常に限定的で、海浜部であるとか若干の公園、新津とか長岡の悠久山や蔵王とかそういう形になっています。他県の例を見ると長野県あたりはもうすこし柔軟に風致地区を使っていたりしますので、妙高型の風致地区を

かけて、これは景観法との絡みも当然あり、連動しているいろいろなことが出来ると思うのですが、風致地区というようなことも都市政策課とともによく考えていただければ良いと思います。

これは自然公園法における区域とは全然違う形で指定できると思います。イギリスでは良い景色の所をアウトスタンディング・ビューティーとして、卓越した所の指定の仕方があって、自然公園と違った場所を指定できるわけです。

そういうものを是非考えていただいて、資料のにもかかりますし、農村部分で自然景観の良いところを、都市計画区域なら風致地区という形も入ります。

さきほど入村委員が言われたようにある種の歯止めになると思います。風致地区は非常に効果があると思いますので、都市政策課と合議して是非書いて欲しいと思います。

平井会長
中出委員

それは各自治体の裁量で使える制度、手法と考えてよいのですか。

風致地区そのものはそういう仕組みで、1種、2種、3種とあって高さ制限とかいろいろな制限をかけることがあって、どれをかけるかということになります。

入村委員

いまの先生の御意見は良いですね。いま妙高市では高さや塗色が決まっています。バッチリ適用しているところは非常に良くなっています。

おかしくなっているところもあり、これはうまくないなということもあるのですが、大規模で変な開発の事前の歯止めになると思います。

平井会長

大きな国の制度も大事ですけど、現場で働かせる知恵も大事ですね。

ほかにはいかがでしょうか。

岡崎委員

単純な質問ですが、新潟西港と長岡ニュータウンの公的機関開発整備計画がありますが、これはどういう趣旨のものでしょうか。なぜこの2地区なのでしょう。

事務局

こちらは策定当初、大規模な面積の土地の取得を必要とする開発計画があったものです。特に大きな面積の取得について、周りの景観や公害などの影響を考慮しながら、県内で公的機関の整備計画を盛り込んで適正な開発が行われるように推進していきました。昔はもう少し沢山あり、大きな都市計画公園をつくる場合とか、代表的な例が新潟東港とかありまして、計画が終わってしまった段階で削除されてきました。今現在はこの二つになっています。

公的機関開発保全整備計画には一つのメリットがありまして、この計画に載せると税制上の優遇、所得税の1,500万円控除制度があります。この土地を買う場合に地権者が公に土地を譲渡する時に税制の優遇が得られたので、計画に盛り込んできたこともございます。

他県ではもう少し多いようですが、新潟県は今この二つしかありません。

岡崎委員

その開発する場合にはメリットがあると聞きましたが、本来、土地利用基本計画が良好な環境維持などの配慮をするのか、と思いましたが。

事務局

当初協議の段階で、良好な環境への配慮ということもあって、協議を行いました。

岡崎委員

他にどのような開発があるかわかりませんが、判断基準が良く分からず、何でこの二つなのかなと思いましたが。これは載せるだけですか。具体的に何かに気をつけるということはないのですか。

事務局

これについては、載せるだけになっています。

岡崎委員

そうであれば良好な環境に誘導するという場合には、どれを根拠に協議をするわけですか。

事務局

計画に乗せる段階で協議をすることになっていますが、様々な省庁間の調整がありまして環境省や国土交通省、農地の取得がある場合は農林水産省などそちらの方と各省庁間との調整をしなければならないことになっていますので、その中の様々

な法令体系の中で適正かどうか審査する趣旨になっています。

今現在、こういう大規模な土地を取得するような大規模な公共事業の計画はなくなってきていまして、こういう形で残っているのが現状です。新潟西港はほとんど必要な用地は取得していますし、長岡ニュータウンもほとんど終わっています。

岡崎委員
事務局
中出委員

用地取得に問題がある時に記載されるのですか。

計画を立案した段階です。

東港、西港は新産業都市の指定があって計画があったわけです。長岡ニュータウンは長岡市が計画をつくっていて、地域整備振興公団があってかなり大規模でした。

東港、西港など計画が明らかになっていて計画を作った段階で省庁間の協議があったわけです。

岡崎委員

新規に用地取得を伴うような場合に、計画書があってそこに方針とかルールが書かれているというようなわけですね。

それを過去に協議したものがここに載っているだけで、これを載せているけどこれに関して何かをどうこうするか、これからあるから、ということにはならないわけですか。

中出委員

終わったら削除されていくだけで、終わらなかつたら残るだけです。税制上の優遇があって今まで通りに担保するために書いてあるだけです。あまり深い意味はないと思います。

岡崎委員
事務局
岡崎委員

中身とかあったら情報を見せていただければと思います。

図面があります。西港については今年の審議会の案件でしたので閲覧は可能です。

あと一ついいですか。上中下越佐渡で分けて書いてある部分ですが、前の計画書で2頁からはじまって3頁に渡って書いてあるわけですが、今回は白紙になっています。

書き方で気になったのは、環境を守るとかそういう視点で書かれていますが、こういう現状で具体的な問題があるからどうするかという議論がありますが、この地区別の課題では夢を描いている形になっていて、方針では具体的にどうするか、という記述になっていてギャップを受けます。そこらへんを少し検討していただいた方が良いと思います。

事務局

10年前の計画では夢のある計画が述べられていましたが、いまは「こういう問題があってこう対処したい」、そのような形を検討していますのでよろしく願います。

入村委員

参考資料3ですが、上越地域はリゾート空間となっていますが、どんなものですか。

事務局

妙高はリゾート開発があって、人気の妙高山やスキーなどもありそれを反映した計画となっていました。

入村委員

もうリゾートじゃないですね。もうリゾートはいいでしょう。

今はウェルネス空間ですね。健康という趣向の切り口が良いと思います。

中越地域にもリゾートと書いてありますが、中越はよくわからないのでリゾートでも良いと思いますけど。

中出委員

この計画をつくった時点は平成8年くらいだったので、リゾート法の一番華やかだった時期でこんな風になるとは誰も思ってもいなかった時だったのでしょうか。

入村委員

リゾート法の開発は問題だらけだったですね。

あと総論的な話で申し訳ないですが、国土交通省の観光庁の部門で、妙高市でなく新潟県全体でいろいろあります。昨日は中国建国60周年のパーティーがあり寄りましたが、観光ということを知事が言っていますよね。その中で県境を接してい

る山形から福島からずっと、広域で連携して「つかみ」を大きくすることが大事だと思います。

あと水系ということも大事だと思います。阿賀野川があって会津から流れていると思いますが、景観とかいろいろなことが出ています。

この地域だけで良い、では問題があると思います。そのようなことを含めてこの先これをつくって、その先の展開も必ずあると思います。是非、大変だと思いますが情報を集めていただいて各市町村か、また地域振興局のところにいけば分かると思いますので。

平井会長 流域の考え方が大事というのはアドバイザー会議でも出ています。河川担当から話を聞くと昔の藩は流域ごとに出来ていたのではないかというのです。それは大事な視点だと思います。今の自治体境界だけじゃなくもう一つ別の境というものが必要だと思います。

入村委員 人為的に新潟市であり、人為的に妙高市であり、境は人為的なものであって、全体は一つだという考え方が大事だと思います。これからはそういう時代へ展開していくものだと思います。

平井会長 実際に尾瀬はそうですし。(入村委員：そうですね)
もう千曲川、信濃川という形で空間概念を新しくしないといけないですね。
いろいろ出ましたが、そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
今日の意見を踏まえて事務局にお願いしたいと思います。
最初の議事はこれで終了いたします。

その他の議事について事務局からお願いします。

事務局 (事業認定審議会の説明を資料3に沿って行う)

平井会長 ただいまの説明について御意見質問があればお願いしたいと思います。

(意見、質問なし)

平井会長 よろしいですか。事務局の方針で行うということでよろしく申し上げます。
あと何かありますか。

事務局 議論も出尽くしたようでございます。今日は本当にお忙しいところありがとうございました。具体的な御意見をたくさん頂きました。自然保護と観光の問題、あるいは耕作放棄地の問題、食料自給率の問題、森林をどうするかという問題、風致地区の問題、県境、水系の問題など御意見をいただいたわけですが、これから庁内関係課や足りない部分は市町村の皆様からいろいろ伺いながら時間の制約もございしますが、今日いただいた意見を出来るだけ反映できるように努めて参りたいと思います。

2月の審議会には良いものをお出しできるように頑張っていきたいと思います。本当に今日はありがとうございました。

5 閉会

平井会長 以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

午前 11 時 38 分終了